

障害児通所支援事業所の職員の資格要件等

1 人員配置基準上の職員

(1) 管理者（施設長）

従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するもの1人以上（常勤要件はない）
資格要件	特になし

(2) 児童発達支援管理責任者

配置数	・常勤専従1人以上（管理者以外との兼務は不可）
資格要件	<p>障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（厚生労働省告示第二百三十号）のとおりに 詳細は広島県ホームページ「広島県相談支援従事者研修及びサービス管理責任者等研修について」を参照すること。 県HP トップページ>組織で探す>健康福祉局>障害者支援課>「主な業務内容」の「相談支援・サビ児管研修」</p>

(3) 保育士

資格要件	<p>保育士証を持つもの ※保育士（保母）資格証明書を保有している場合は、保育士証への登録が必要。 保育士（保母）資格証明書のみでは「保育士」として勤務することはできないため、保育士証の交付を受けるまでは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務になる。</p>
------	--

(4) 児童指導員

資格要件	
<p><児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号> 次のいずれかに該当する者</p>	
<p>① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p>	
<p>② 社会福祉士の資格を有する者</p>	
<p>③ 精神保健福祉士の資格を有する者</p>	
<p>④ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p>	
<p>⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者</p>	
<p>⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
<p>⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>	
<p>⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者を含む）であって、2年以上児童福祉事業（※）に従事したもの</p>	
<p>⑨ 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの 【注】教員免許の種類について、第一種・第二種・専修や、教科は問いません。（養護教諭は含まない） 【注】資格を有する者とは、免許状保有者のことです。（教員免許の更新の有無は問わない）</p>	
<p>⑩ 3年以上児童福祉事業（※）に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの</p>	

- ※ 1 ④～⑦の「社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学」の学部・学科を卒業していない場合でも、履修内容によっては「これらに相当する課程を修めて卒業した者」として認める場合がありますので、事前に障害者支援課まで履修単位等がわかる成績証明書等を提出してください。
- ※ 2 ⑧・⑩については、従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。（★参照）
また、⑧の場合は、「高等学校卒業」以上を証明できる「卒業証明書や卒業証書」の提出が必要です。

※ 児童福祉事業に含まれるもの（児童福祉法上に規定されている事業を指します。）

・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

・同法第 12 条の児童相談所における事業

・同法第 6 条の 2 の 2 に規定する事業

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援事業

・同法第 6 条の 3 に規定する事業

児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業

★実際に業務に従事した日数は、**1年あたり180日**以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験 2 年…従事期間 2 年以上かつ、従事した実日数 360 日以上が必要

（1年あたり90日の従事日数でも、2年以上の期間（90日×4年）で、合計360日以上となれば可）

実務経験 3 年…従事期間 3 年以上かつ、従事した実日数 540 日以上が必要

（1年あたり240日の従事日数が2年6か月（600日）ある場合でも、3年以上の従事期間は必要）

（5）障害福祉サービス経験者

（※令和3年3月31日までに事業を開始している事業所のみ令和5年3月31日まで、基準人員として配置可能）

資格要件

＜児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）令和3年厚生労働省令第10号改正附則第7条＞

学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、**2年以上障害福祉サービス（※）に従事したもの**

※ 「**高等学校卒業**」以上を確認できる「**卒業証明書や卒業証書**」の提出が必要（短期大学卒業も可）

※ 「**障害福祉サービス**」のみの経験 2 年以上（かつ360日以上）の実務経験が必要（児童福祉事業での経験などは含まない）

※従事した経験を証明するための「実務経験証明書」の作成・提出が必要です。（★参照）

★ 障害福祉サービスに含まれるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定されている事業を指す）

第 5 条第 1 項に規定する

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「療養介護」、「生活介護」、「短期入所」、「重度障害者等包括支援」、「施設入所支援」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「就労定着支援」、「自立生活支援」及び「共同生活援助」

※ 地域生活支援事業の「移動支援（ガイドヘルプ）・相談支援・日中一時支援」での従事期間は対象外

※ 介護保険法に基づくサービス（高齢介護）での従事期間は対象外

★実際に業務に従事した日数は、**1年あたり180日**以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験 2 年…従事期間 2 年以上かつ、従事した実日数 360 日以上が必要

（1年あたり90日の従事日数でも、2年以上の期間（90日×4年）で、合計360日以上となれば可）

実務経験 3 年…従事期間 3 年以上かつ、従事した実日数 540 日以上が必要

（1年あたり240日の従事日数が2年6か月（600日）ある場合でも、3年以上の従事期間は必要）

(6) 機能訓練担当職員

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※ 機能訓練を行う場合に配置が必要
資格要件	
<p>◎理学療法士，作業療法士，言語聴覚士及び心理指導担当職員</p> <p>※ 主に重症心身障害児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>【心理指導担当職員】とは、次のいずれも満たす者をいう。</p> <p>① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない）</p> <p>② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>※臨床心理士（認定資格），公認心理師（国家資格）の資格を有する者を，①及び②を満たす者としている。</p> <p>※単に心理学を専修する学部・学科を卒業した場合（認定心理士）は含まない。</p>	

(7) 看護職員

業務	利用児童に対して医療的ケアを行う場合に配置が必要
資格要件	
保健師，助産師，看護師，准看護師	

※管理者以外の職員については，資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要

2 加算の算定に係る人員配置

(1) - 1 児童指導員等加配加算

基準人員を除いて一月当たりの常勤換算で1以上加配した従業者がいる場合に算定可能。

加配した従業者の職種に応じて、3つの区分のうち1つを選択。

区分	加配した従業者の職種
理学療法士等 (専門職員)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 保育士 ・ 心理指導担当職員 (臨床心理士・公認心理師等)
児童指導員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童指導員 ・ 下記①～③いずれかの研修を修了した従業者 <ul style="list-style-type: none"> ①強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) ②重度訪問介護従事者養成研修 (行動障害支援課程の修了に限る) ③行動援護従事者養成研修
その他の従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス経験者 ・ 看護職員 ・ その他の従業者 (多くの事業所で「指導員」と書いてある)

(1) - 2 専門的支援加算

基準人員を除いて一月当たりの常勤換算で1以上加配した従業者がいる場合に算定可能。

(1) - 1との違いは、専門的な知識や経験を持った従業者でなければ算定できない点と、児童発達支援と放課後等デイサービスで要件が異なる点。

サービス	加配した従業者の職種
児童発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員 (臨床心理士・公認心理師等) ・ 保育士又は児童指導員で、資格取得後に児童福祉事業の経験を5年以上もつもの (※児童指導員の場合は加算の単位が異なる。)
放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理指導担当職員 (臨床心理士・公認心理師等)

(2) 福祉専門職員配置等加算

福祉関係の資格を有するものや、同一法人内で一定の実務経験を持つものなどを配置することで、算定できる。

要件に応じて、3つの区分のうち1つを選択。

※Ⅲは要件が2種類あるので、いずれかの要件を満たせば算定が可能。

区分	対象者	資格要件	割合
I	常勤の児童指導員及び 常勤の障害福祉サービス経験者	左の対象者のうち、次の資格を有する者が右の割合以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 公認心理師 	35%以上
II	※保育士などは含まない		25%以上
III	保育士 児童指導員 障害福祉サービス経験者	左の対象者のうち、常勤の者が右の割合以上	75%以上
	常勤の保育士 常勤の児童指導員 常勤の障害福祉サービス経験者	左の対象者のうち、同一法人内での勤続年数 (直接支援に限る) が3年以上ある者が右の割合以上	30%以上

※多機能型事業所の場合は、事業所全体で配置割合等の計算を行います。

3 報酬区分

(1) 児童発達支援（未就学児等支援区分）

区分1	未就学児の延べ利用人数を児童発達支援の延べ利用人数で除して得た数が 70%以上
区分2	未就学児の延べ利用人数を児童発達支援の延べ利用人数で除して得た数が 70%未満

- ※ 多機能事業所においては、放課後等デイサービスの利用児童を母数に加えないよう注意すること。
- ※ 児童発達支援における**未就学児以外の児童とは、高校に進学していない・高校を中退した障害児など**、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等のこと。

<算定方法>

前年度（4月1日～翌年3月31日）の延べ利用人数により、児童発達支援を利用している児童に占める未就学児の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定する。⇒年度途中で区分変更は行わない。

※**新設事業所（前年度における実績が1年未満の事業所）**における取扱い

留意事項通知（児童福祉法に基づく指定通所支援及び指定該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について）

「新設から3月未満の間」 体制届提出までの在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合で算定。

「新設から3月以上1年未満の間」 新設の時点から3月における延べ利用児童数により報酬区分を算定。区分変更となる場合は、翌月15日までに変更届を提出し、翌々月のサービス提供分から算定。

⇒1年間の実績がない1年未満の事業所は、見直しのタイミングで年度途中で区分が変わる場合があります。

(2) 放課後等デイサービス（障害福祉児状態等区分）

区分1	授業終了後のサービス提供時間 3時間以上
区分2	授業終了後のサービス提供時間 3時間未満
非該当	主として重症心身障害児を対象とする事業所

サービス提供時間：運営規程等に定める標準的なサービス提供時間

- ※ 1日に複数単位を設置する場合は、各サービス提供時間の合計時間となる。
（例：サービス提供時間2時間で2単位を設置する場合⇒2 + 2 = 4時間）